届きましたか?あなたの「マイナンバー」

まだ「通知カード」が届いていない方は…

転居や郵便局の保管期間を経過したなどの理由で通知カードを受け取れなかった場合は、役場に返送されていますので、町民課で受け取れます。

▶受け取れる方 ＝ 本人（世帯主又は同一世帯員）または代理人

▶受け取りの際に「本人確認」のために必要な書類【①か②のいずれかの書類が必要です。】

①顔写真付の書類1点（運転免許証・旅券など）　②公的な書類2点（年金手帳と保険証など）

※代理人の方が受け取る場合は、本人および代理人の本人確認書類と委任状が必要です。

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーの利用が始まります

平成28年1月から順次、法律等で定められた行政手続きの一部において、申請書等へのマイナンバーの記載欄が設けられます。マイナンバーの記載が必要な事務については今後、広報や事務の担当課等を通じてお知らせします（国や県などの動向により変更が生じる可能性もあります）。引越しなどで住所が変わる場合は、住所変更手続きの際に「通知カード」をご持参ください。カード裏面に新しい住所を記載します。

マイナンバーの記入が必要な事務の例

事　務　名	担当課	事　務　名	担当課
国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する事務 児童手当等に関する事務	町　民　課	個人町民税・固定資産税・軽自動車税の賦課徴収に関する事務 主な手続き ・償却資産申告書など ・各種証明書（車検用の納税証明書を除く）や減免の申請書など ・各種届出書（相続人代表者や納税管理人など） ※町県民税の申告書（平成29年1月以降から）	税務収納課
介護保険、障がい福祉、老人福祉、生活保護、母子父子寡婦福祉、養育医療	長寿福祉課		
報酬・謝金等の支払いに関する源泉徴収票・支払調書に関する事務	財　務　課		

マイナンバーの利用時は、本人確認を行います

申請書等にマイナンバーを記載する際は、マイナンバーの「**番号確認**」と、申請者がご本人であるかの「**本人確認**」をしますので、必要書類をご持参ください。

個人番号カードを持っている場合

「番号確認」と「本人確認」が
カード1枚で可能です。

個人番号カードを持っていない場合

「番号確認」には、次の書類のいずれかが必要です。

・通知カード　・住民票（マイナンバー記載分）　・住民票記載事項証明書

「本人確認」には、①か②のいずれかの書類が必要です。

①顔写真付の書類1点（運転免許証・旅券など）

②公的な書類2点（年金手帳と保険証など）

＋

Q.マイナンバーって?

A.日本に住んでいる方一人ひとりが持つ12桁の番号です。原則変更できません。一生使う大切なものです。手続きなどで提供する場合を除き、むやみに他人に教えてはいけません。

Q.安全なの?

A.国では制度面とシステム面の両方から安全策を講じています。法律で定められた手続き以外でマイナンバーを含む個人情報の利用は禁止されています。また、個人情報はこれまで通りに各機関に分散して管理し、情報のやりとりもアクセスできる人を制限したり、暗号化通信を行ったりします。

○お問い合わせ先

・マイナンバー制度全般について（マイナンバー総合フリーダイヤル）　℡0120（95）0178
　平日9:30～22:00　土・日曜日、祝日9:30～17:30（年末年始12月29日～1月3日を除く）

・「制度運用」について　吉野町役場　総務課　NTT…℡（32）3081、IP直通（39）9068

・「通知カード」「個人番号カード」について　吉野町役場　町民課　NTT…℡（32）3081、IP直通（39）9061